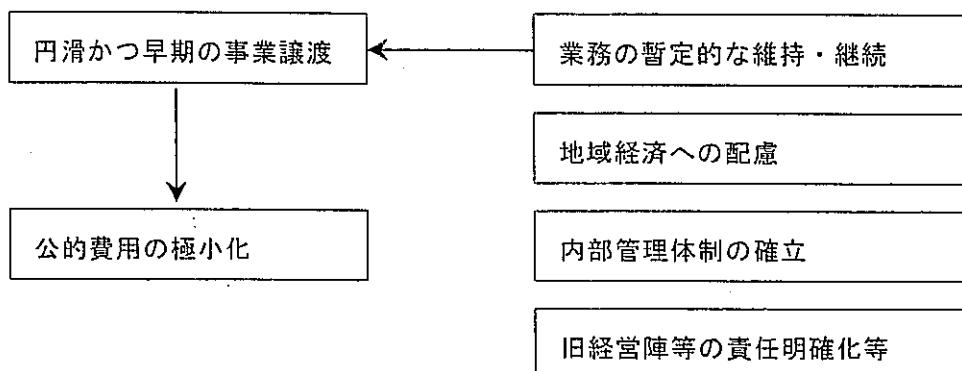


「業務及び財産の管理に関する計画」の骨子

I. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針



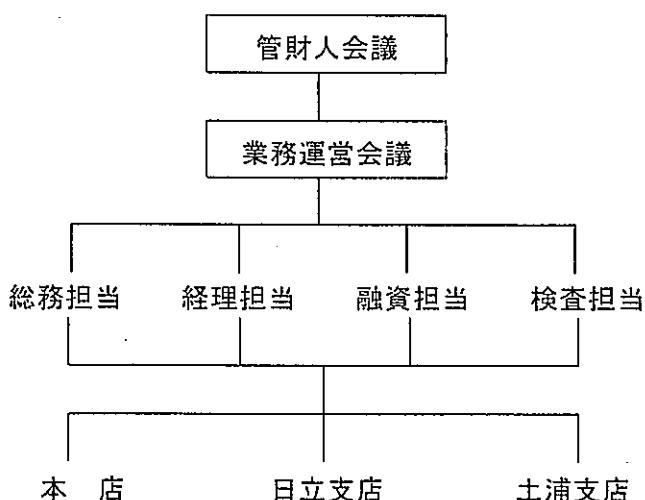
II. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針

1. 基本運営方針

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、適正な業務運営に努める。

優良な顧客基盤の維持など事業価値の劣化防止のための施策を実施し、円滑な事業譲渡を行うことを目指す。

2. 管財人会議・業務運営会議の設置



3. 個別業務運営方針

(1) 与信業務運営方針

金融仲介機能の維持に配慮しつつ、優良な顧客基盤の維持と貸出資産の劣化防止に努める。

① 債務者区分別与信方針

「正常先」・・・・ 企業の信用力や案件の妥当性等を十分に審査し、資金需要に応える。

「要注意先」・・・・・・債務者の債務履行状況、財務内容の健全性及び回収の確実性を十分審査し適切に対応する。

「破綻懸念先」
「実質破綻先」
「破綻先」} ・・・原則与信は実行しない。

「純新規先」・・・・・・原則与信は実行しない。

② 資金使途

債務者の事業継続に必要な運転資金・設備資金に対応する。

③ 与信残高上限

「正常先」・・・・・・原則「管理を命ずる処分」を受けた日から過去1年間の最高額を超えないものとする。

「要注意先」・・・・・・原則「管理を命ずる処分」を受けた日の残高を超えないものとする。

④ 与信期間、担保、保証、適用金利

回収の確実性、妥当性及び収益性等に十分留意し、適切な運営を行う。

(2) 資金調達業務運営方針

- 適切かつ正確な情報の提供を行い、当組合に対する信用の回復に努める。
- 資金繰りを的確に把握し、必要に応じて資金支援の手配等に努めるとともに、信用秩序維持のための万全の対応を行う。
- 調達金利、期間等については、適切な運営を行う。

(3) 投資業務運営方針

保有する有価証券の逐次処分を進めており、今後も新たな投資は行わない。

(4) 経費運営方針

業務上必要不可欠なものに限定した運営を行う。

(5) その他の業務運営方針

公金取扱、内国為替等の業務については、金融仲介機能の維持ならびに取引先基盤の維持の観点から継続する。

Ⅲ. 事業譲渡を円滑に行うための方策

1. 経営責任の明確化

(1) 旧経営陣の辞任等

「管理を命ずる処分」を受け、平成13年2月16日に理事長、副理事長が辞任。
その他の役員については、非常勤理事であり、辞任していない。

(2) 役員退職慰労金

上記の理事長、副理事長の辞任に伴う役員退職慰労金については、一切支給していない。
その他の現役員についても支給しない方針。

2. 経費の削減

(1) 人件費及び物件費の削減

当組合の平成13年1月末の常勤役職員は23名であったが、その後、退職者があり現在は19名で平成9年3月末比較7名の削減。

平成14年3月期には、前期比14百万円(▲11.9%)程度削減していく。

(2) 物件費の削減

業務運営に必要不可欠なものに限定して、経費の削減に努める。

<人件費・物件費推移と削減目標>

(単位：百万円、%)

	ピーク	10年3月期 (実績)	11年3月期 (実績)	12年3月期 (実績)	13年3月期 (実績)	14年3月期 (目標)	ピーク比
人件費	136 (9/3期)	131	134	124	118	104	32 (▲23.5)
物件費	94 (6/3期)	76	76	65	62	57	37 (▲39.4)
合計	223 (6/3期)	207	210	189	180	161	62 (▲27.8)

3. 店舗統廃合

○ 現状の3店舗存続を基本方針とする。

4. 保有資産の処分

業務運営上必要不可欠のものを除き、適正価格で処分する。

5. 内部管理体制の整備

業務全般にわたり、各担当者の責任分担の明確化や相互牽制の徹底を図る。

6. 関連会社の整理

当組合は、該当なし。

7. 不良債権の回収強化

不良債権の現状を調査して、管理・回収の徹底を図る。

IV. 法令等の遵守

中小企業等協同組合法、その他関係法令を遵守し、金融再生法、銀行法の業務改善命令の趣旨に則り、適格な業務運営を行うことを組合内に徹底する。

V. 金融再生法第18条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等

弁護士である金融整理管財人が主担となって調査を進め、責任追及を具体的に行うにあたっては、更に公認会計士や地元弁護士の協力を求めて、民事責任の追求を行っていく。